

茨城県人事委員会
委員長 足立 勇人 殿

茨城県知事 大井川 和彦

「職員の給与等に関する報告及び勧告」における地域手当の見直し
に関する意見について（照会）

本県の最も重要な課題である急激な人口減少への対応などに対し、県行政を担う職員の確保が重要である。

しかし、近年の採用試験の応募状況や競争率を見ると、ともに減少、低下傾向にあり、職員の離職等も増加していることから、優秀な人材確保のため、適切な処遇が必要である。

一方、令和6年10月8日人事委員会から、地域手当の支給率を県内一律6%とすることについて、職員の給与等に関する報告及び勧告があったところである。

国の勧告では、県庁所在地及び人口20万人以上の市について、賃金水準が県全域の率（4%）より高い場合は、個別の率を指定するとしていることや、本県では、国の基準に基づく平均支給率が6%を上回る（6.56%）ことから、人材確保の観点から、国の支給率を踏まえた上乗せが必要であると考える。

については、地域手当の支給率を以下のとおりとすることに対し、意見を求める。

支給地域	支給率
つくば市	16%
水戸市	8%
その他の地域	6%

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県人事委員会
委員長 足立 勇人

「職員の給与等に関する報告及び勧告」における
地域手当見直しに関する意見について（回答）

令和 6 年 11 月 1 日付け意見照会について、本委員会の意見は下記のとおりです。

記

本委員会は、令和 6 年 10 月 8 日、職員の給与等に関する報告及び勧告（以下「勧告」という。）を行い、職員の給与、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）及び公務の運営について報告を行った。

そのうち給与制度のアップデートについては、その実施にあたり国に準ずることを基本方向とすること、段階的な実施、本県の実情等を踏まえ所要の措置を講じる必要性を記載したところである。

今般、知事から照会のあった地域手当の支給率の上乗せについては、本県の実情等を鑑み人材確保の観点から所要の措置を講じようとするものであり、勧告内容に沿うものと考えるが、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 国との均衡の観点から、国準拠の制度とした場合の加重平均の支給率と概ね均衡していること
 - ・ つくば市の支給率を大幅に増加させ、市町村間で大幅な差を設けた場合は、円滑な人事異動に支障を来すおそれがあること
- よって、それらを踏まえ、以下のとおりとすることが適当である。

支給地域	支給率
水戸市・つくば市	8%
その他の地域	6%